

(1) 国際条約の概要

○原子力損害賠償に関する国際条約には、以下の3つの系統がある。

- ・パリ条約
- ・ウィーン条約
- ・原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

○3者とも、原子力損害の責任に関する最低基準・基本原則を設定しようとする点で概ね次のような共通の内容を備える。

- ・原子力損害の賠償責任の無過失責任
- ・原子力事業者への責任集中
- ・責任額の制限の最低基準
- ・賠償措置のための資金的保証の義務
- ・専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務

①パリ条約

【採択機関】

○1960年にOECD/NEA（経済協力開発機構原子力機関）で採択

【発効・締約国の状況】

○1968年に発効、フランス・ドイツ・イタリア・イギリス等の欧州のOECD加盟国を中心に15カ国が締約国

○なお、2004年改正条約は、旧条約15カ国＋スイスが署名（未発効）

【特記事項】

○互いに隣接する旧西側先進諸国の地域的な利害関係が原動力。

○EU域内における原子力損害賠償制度の規整の調和を目指し、EU加盟国（13カ国がパリ条約締約国、9カ国がウィーン条約締約国、5カ国がパリ・ウィーンともに非締約国）の全体で2004年改正条約の締約国となることが検討されている。

○2004年改正条約では、責任額が7億EUR。

○2004年改正条約では、原子力損害の定義に「環境汚染によって生じたのではない経済損失」の規定がない。

②ウィーン条約

【採択機関】

○1963年にIAEA（国際原子力機関）で採択

【発効・締約国の状況】

○1977年に発効、中東欧・中南米等IAEA加盟国を中心に34カ国が締約国

○なお、1997年改正条約はアルゼンチン・ベラルーシ・モロッコ等の5カ国が締約国、2003年に発効

【特記事項】

○原子力施設を有する国の広い参加を目指す。

○パリ条約より責任額（賠償措置額）が低い。1997年改正条約では、3億SDR。

③CSC

【採択機関】

○1997年にIAEA（国際原子力機関）で採択

【発効・締約国の状況】

○アルゼンチン・モロッコ・ルーマニア・アメリカの4カ国が締約国、アメリカは2008年5月21日に批准

○未発効（発効要件：締約国が5カ国・原子炉熱出力の合計が4億kW）

【特記事項】

○パリ条約・ウィーン条約の締約国または両条約の非締約国であるかにかかわらず、国内法における責任額（賠償措置額）を超える原子力損害が生じた場合に、CSC締約国の拠出による補完的基金を損害賠償に充てることを可能とする。

○原子力損害の責任に関する内容は、概ね改正ウィーン条約と同様。

(2) 国際条約の状況一覧

